

原子力規制検査（核物質防護）において確認された核物質防護事案  
～核物質防護担当課と作業担当課とのコミュニケーションについて～

“The cases reported as inspection findings in nuclear regulatory inspections for physical protection  
of nuclear material.

～Communication between the physical protection division and the section in charge of work～”

令和5年(2023年)9月21日

1 対象となる被規制者<sup>2</sup>

加工事業者  
試験研究用等原子炉設置者  
発電用原子炉設置者  
使用済燃料貯蔵事業者  
再処理事業者  
廃棄物管理事業者  
廃棄物埋設事業者  
核燃料物質使用者

2 目的

本件は、他の事業者においても措置を講じる上で参考になると思われるため、情報を共有するものである。

なお、本件に関し、対象となる被規制者に作為又は不作為を求めるものではない。

3 事案概要

本項目については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第4号及び原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第120919003）第29条に該当する情報（以下「該当情報」という。）を含むため、詳細な記述を省略し、第28回原子力規制委員会臨時会議（令和5年8月23日）の資料2のうち別紙2を参照されたい。

<https://www.nra.go.jp/data/000445746.pdf>

4 規制側の問題意識等

本項目については、該当情報のため、非公開とする。

5 発出責任者

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門  
敦澤 洋司 安全規制管理官（核セキュリティ担当）

<sup>1</sup> 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「原子力規制検査（核物質防護）において確認された核物質防護事案」NIN8-20230921s-pp”

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第10条、第18条、第20条の4、第25条、第29条、第36条及び第42条に定める場合に該当する者に限る。